

第4章 特定事業計画

4-1 全体総括表及び事業計画図

「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」における特定事業計画の地区別総括表及び事業計画図を以下に示します。

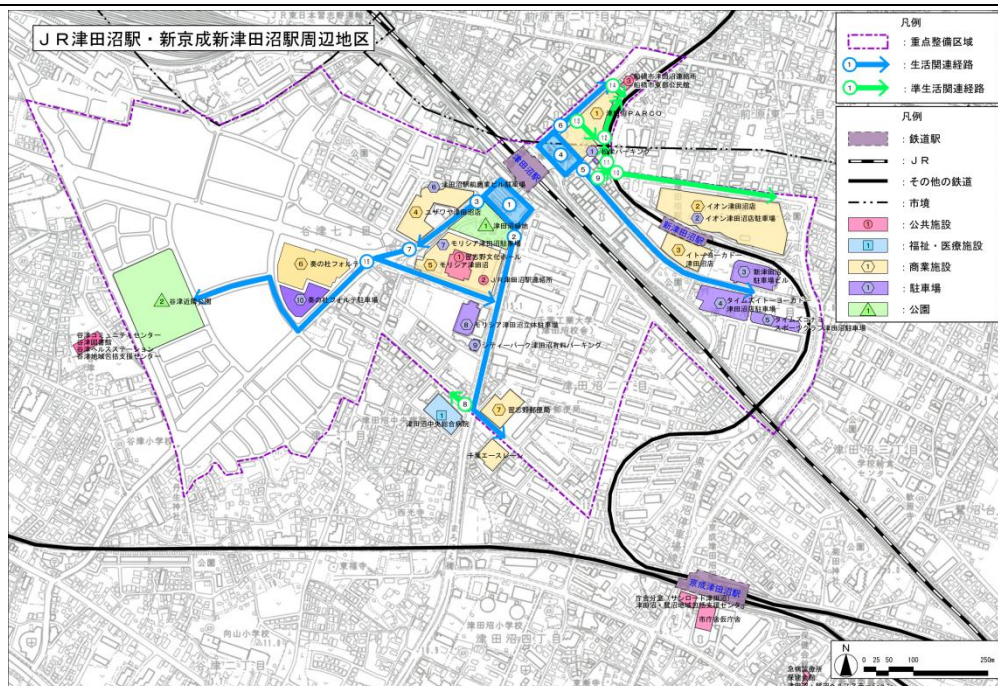
JR津田沼駅・ 新京成新津田沼駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(H25年度)	JR津田沼駅 208,164人/日 新京成新津田沼駅 72,698人/日
---------------------------------	------------------------	---

1. 事業実施の基本方針

当該地区は、各鉄道会社の駅舎における公共交通移動等円滑化基準に基づく整備や、交通バリアフリー基本構想における特定経路上の信号機における視覚障害者用付加装置の整備は概ね完了していますが、歩道の一部やバリアフリー基本構想にて新たに生活関連経路と位置付けた経路のバリアフリー整備が必要な状況です。

このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2. 重点整備地区図



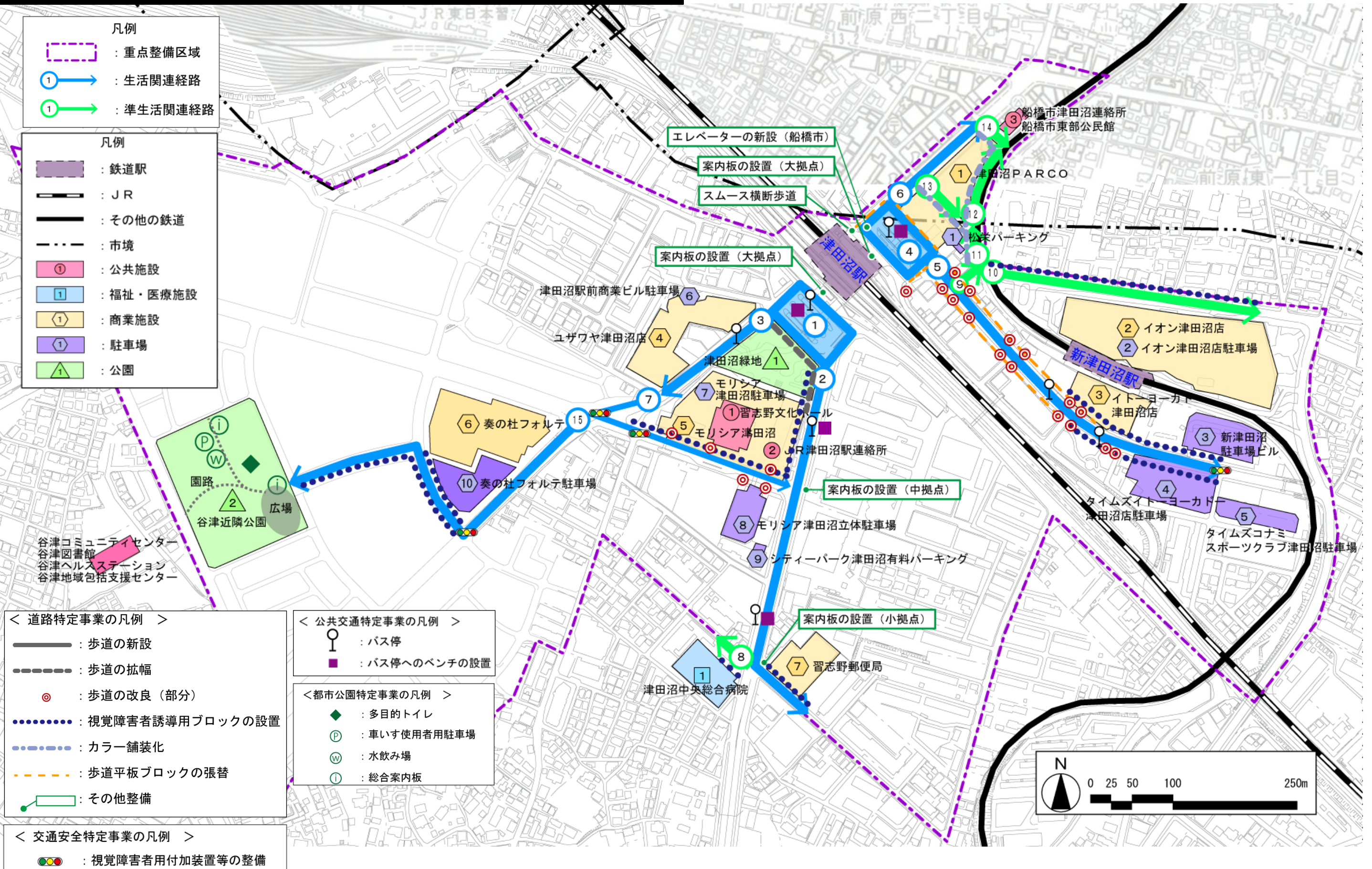
3. 総括表

事業実施経路	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定	完了予定
	15	2.59	前期	後期

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は平成27年度～平成32年度、後期は平成33年度～平成37年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 事業計画図



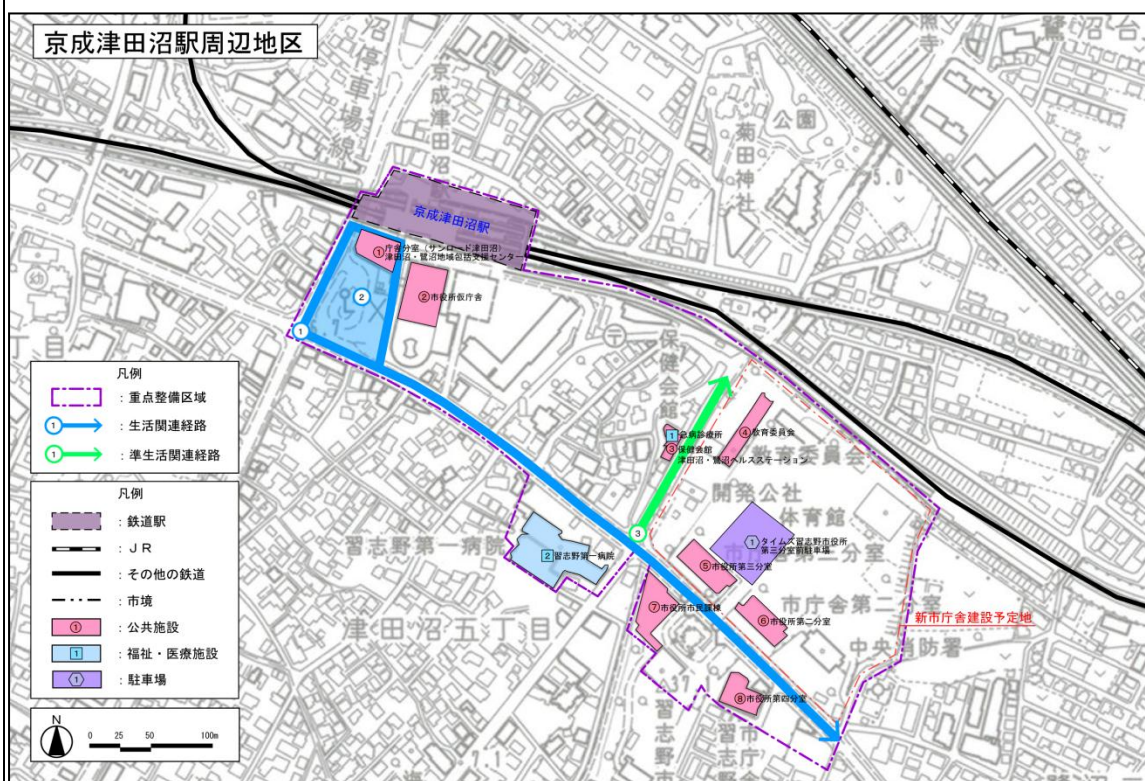
京成津田沼駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(H25年度)	京成津田沼駅	56,037人/日
		新京成津田沼駅	43,346人/日

1. 事業実施の基本方針

当該地区は、京成津田沼駅の駅舎、交通バリアフリー基本構想における特定経路の歩道、及び特定経路上の信号機については各移動等円滑化基準に基づき整備は概ね完了していますが、新市庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を進めていくことが必要な状況です。

このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。また、新市庁舎建設にあたっては、周辺道路と一体的なバリアフリー化に取り組みます。

2. 重点整備地区図



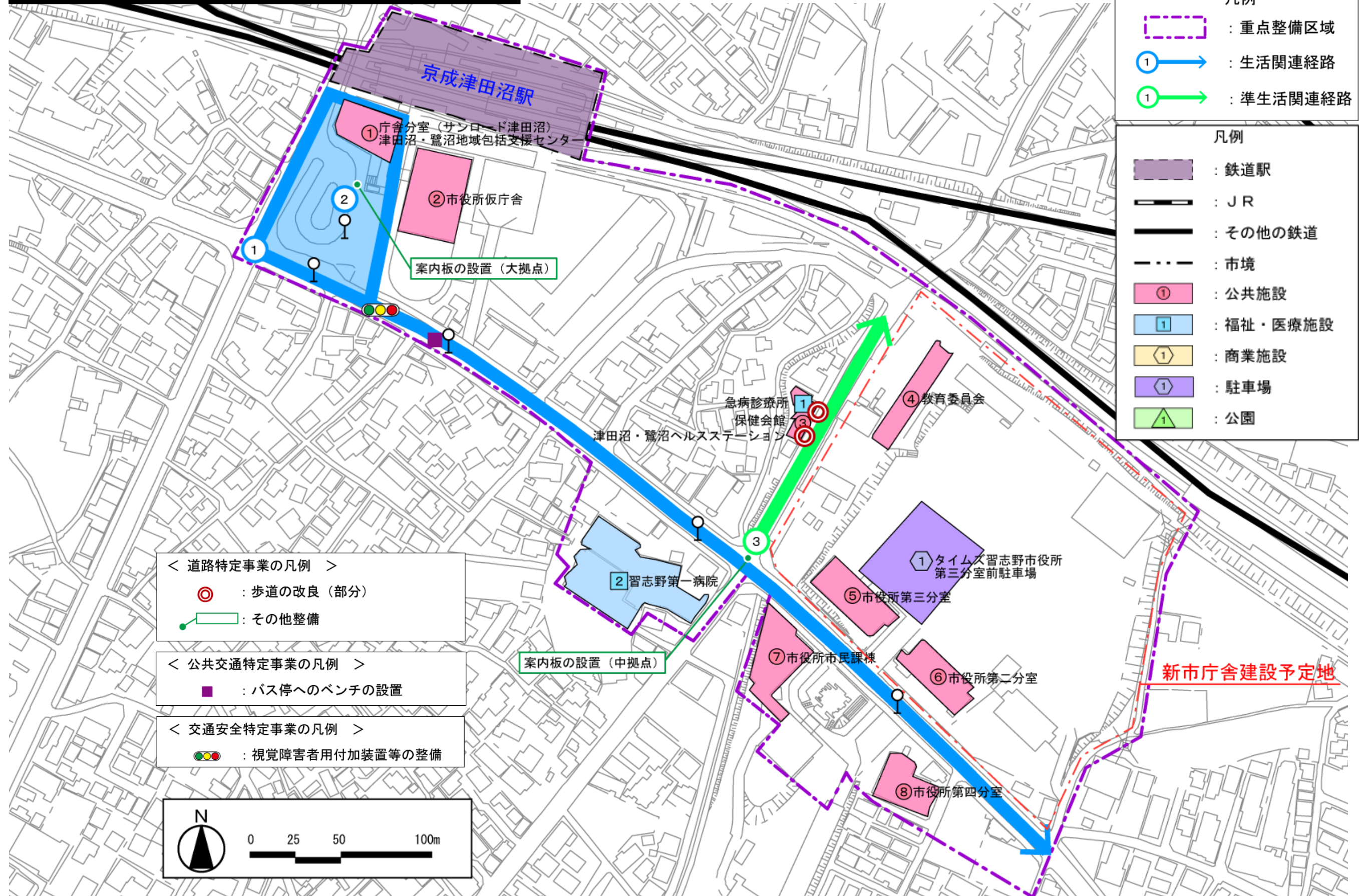
3. 総括表

	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定	完了予定
事業実施経路	3	0.69	前期	後期

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は平成27年度～平成32年度、後期は平成33年度～平成37年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

京成津田沼駅周辺地区 事業計画図



J R新習志野駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(H25年度)	J R新習志野駅	26,518人/日
--------------	------------------------	----------	-----------

1. 事業実施の基本方針

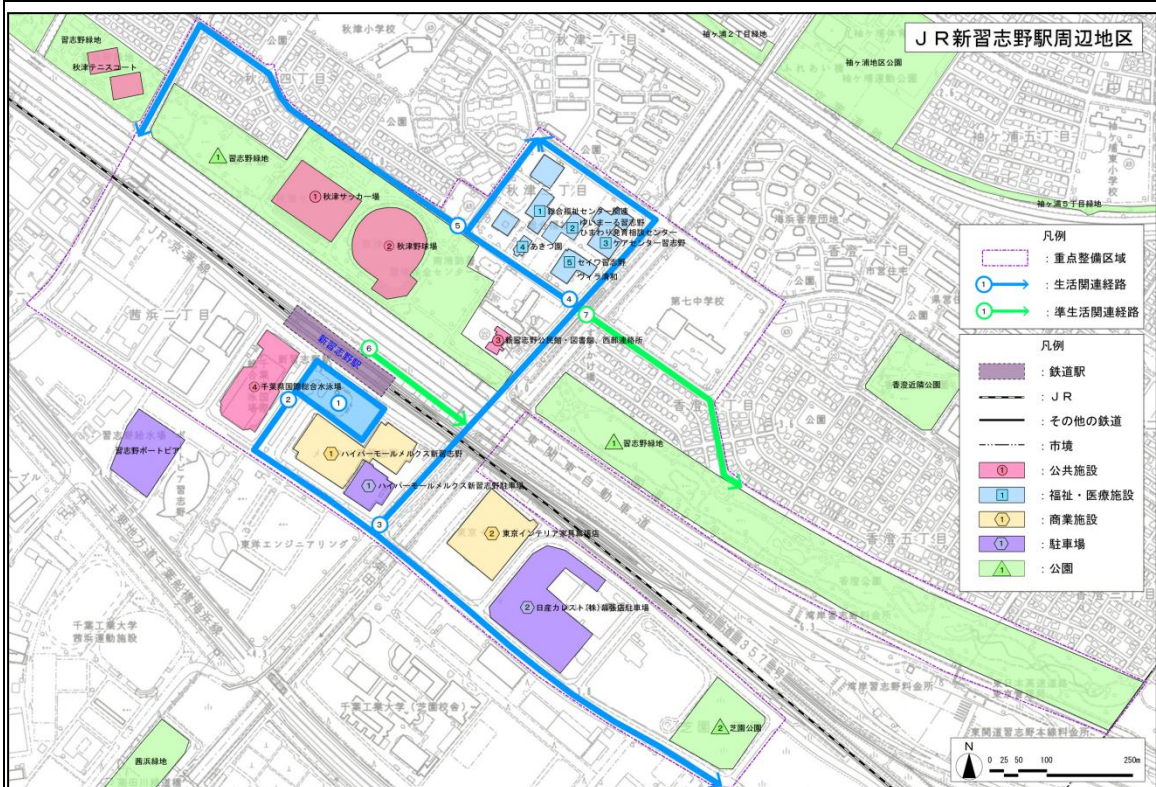
当該地区は、J R新習志野駅の駅舎における公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しています。また、道路については、国道357号にかかる歩道橋にエレベーター設置がされたほか、駅から両側2m以上の歩道が整備されている経路で多くの施設が結ばれており、施設間の歩道のネットワークはほぼ形成されています。

しかしながら、J R京葉線南側については、新習志野駅南口駅前広場が東日本大震災による被害を受けており、震災復旧と一体となったバリアフリー化の整備が必要な状況です。また、新習志野駅南口駅前広場から芝園公園間については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示等といった歩行者と自転車走行を分離することによる安全性の向上が必要な状況です。

一方、J R京葉線北側については、「ふれあいゾーン」周辺の交差点部における道路の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要な状況です。

このような状況を踏まえ、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2. 重点整備地区図



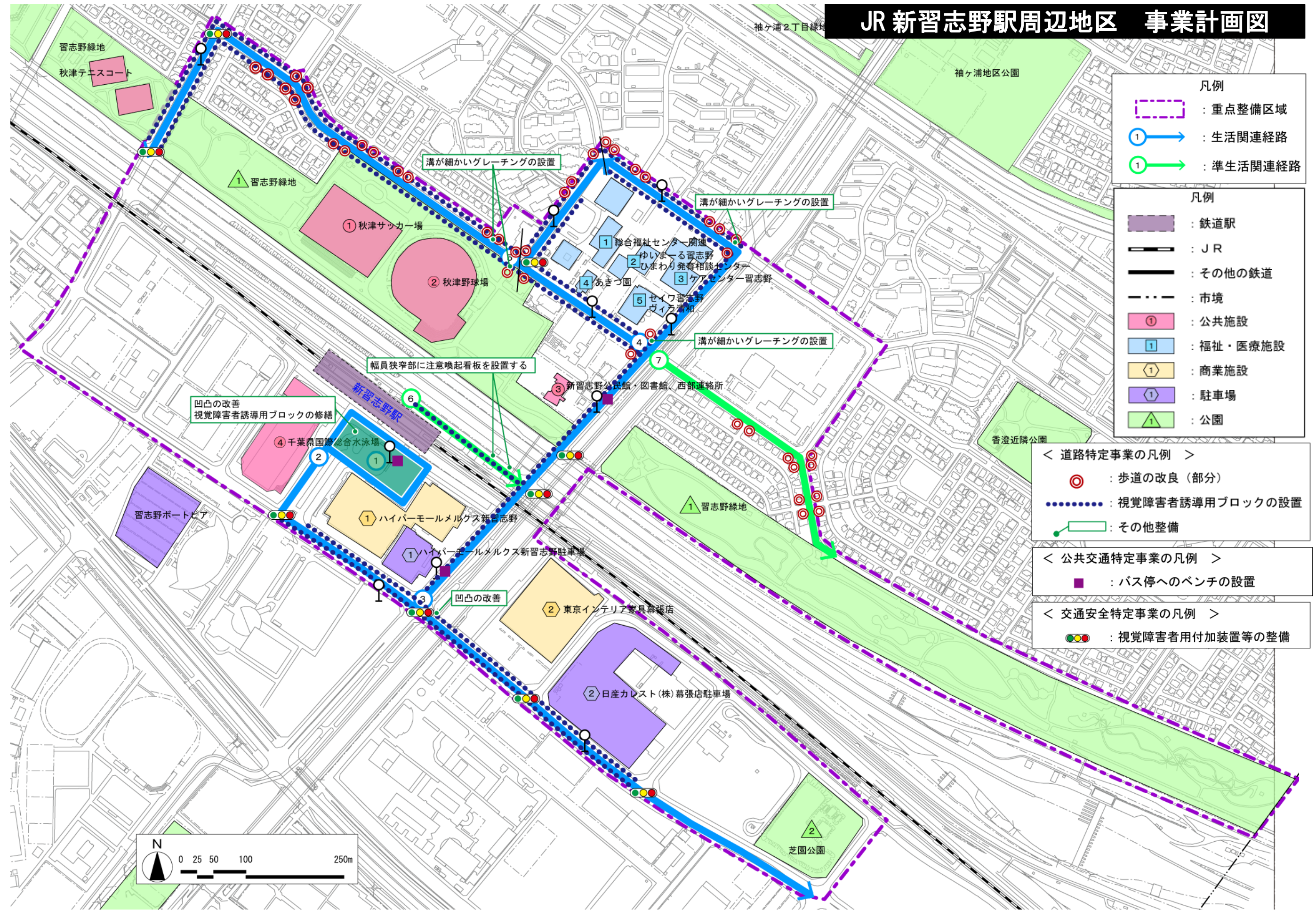
3. 総括表

事業実施経路	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定	完了予定
事業実施経路	7	4.03	前期	後期

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は平成27年度～平成32年度、後期は平成33年度～平成37年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

JR 新習志野駅周辺地区 事業計画図



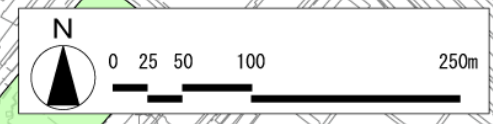
- 凡例
- : 重点整備区域
 - 1 → : 生活関連経路
 - 1 → : 準生活関連経路

- 凡例
- : 鉄道駅
 - : JR
 - : その他の鉄道
 - : 市境
 - ① : 公共施設
 - 1 : 福祉・医療施設
 - ① : 商業施設
 - ① : 駐車場
 - 1 : 公園

- < 道路特定事業の凡例 >
- ◎ : 歩道の改良 (部分)
 - : 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - : その他整備

- < 公共交通特定事業の凡例 >
- : バス停へのベンチの設置

- < 交通安全特定事業の凡例 >
- : 視覚障害者用付加装置等の整備



4-2 道路特定事業計画

(1) 道路管理者








- ・国土交通省 千葉国道事務所
- ・千葉県 葛南土木事務所
- ・船橋市
- ・習志野市

(2) 道路特定事業計画の内容

道路特定事業計画には、経路の概要（路線名、事業区間、延長、経路種別、事業者）、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

また、各経路の事業内容及び実施箇所は、以下の凡例により事業計画図に示しています。

事業内容の凡例

事業の内容	凡 例
歩道の新設	 (灰色実践)
歩道の拡幅	 (灰色破線)
歩道の改良※（部分）：点的な歩道のバリアフリー化	 (赤二重丸)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	 (紺点線)
カラー舗装化	 (薄青紫破線)
歩道平板ブロックの張替	 (オレンジ破線)
その他の整備 ・エレベーターの新設 ・案内板の設置 ・スムーズ横断歩道の整備 ・注意喚起看板の設置 ・溝が細かいグレーチングの設置など	 (緑囲み線)

※歩道の改良とは、段差の解消、勾配の改善、平坦性の確保、舗装の改善のバリアフリー化を示します。

次項から「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の道路特定事業計画を示します。

① J R 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 00-002 号線	
事業区間	始点	J R 津田沼駅南口駅前広場	終点	J R 津田沼駅南口駅前広場	
延長			経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の拡幅(津田沼公園北側)		96m	後期	後期	
案内板の設置(大拠点)		1 箇所	前期	前期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・歩道の拡幅にあたっては国(津田沼緑地)と協議し、拡幅部分の整備手法等含め検討する。					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	②		路線名	市道 00-002 号線	
事業区間	始点	J R 津田沼駅南口駅前広場	終点	習志野郵便局前	
延長	448m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の拡幅(津田沼公園東側)		44m	後期	後期	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		200m	前期	前期	
案内板の設置		中拠点 1 箇所 小拠点 1 箇所	前期	前期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・歩道の拡幅にあたっては国(津田沼緑地)と協議し、拡幅部分の整備手法等含め検討する。 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置については、歩道用地が民有地であるため所有者である郵便局と協議し、整備に向け検討する。					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	③		路線名	市道 00-002 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅南口駅前広場	終点	ユザワヤ津田沼店前	
延長	179m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	船橋市・習志野市	
路線番号	④		路線名	市道 00-007 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	JR津田沼駅北口駅前広場	
延長	—		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の改良(部分)		1箇所	前期	前期	
歩道平板ブロックの張替		800㎡	前期	前期	
案内板の設置(大拠点)		1箇所	前期	前期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
スムーズ横断歩道		1箇所	前期	前期	
エレベーターの設置(船橋市)		1基	前期	前期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・スムーズ横断歩道については、JR用地も含むことから整備に向け協議が必要である。					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	⑤		路線名	市道 00-007 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	イトーヨーカドー津田沼店前	
延長	325m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の改良(部分)		15箇所	前期	前期	
歩道平板ブロックの張替		2,200㎡	前期	前期	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		550m	前期	前期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	千葉県	
路線番号	⑥		路線名	県道津田沼停車場前原線	
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	津田沼 PARCO 前	
延長	159m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行う(定期的なパトロールの実施)		—	継続		
案内板の設置の検討		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
案内板の設置については、その内容等に関し、検討しなければならないことから関係市町村等との協議が必要である。					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	㊦		路線名	市道 00-001 号線 市道 00-105 号線	
事業区間	始点	ユザワヤ津田沼店前	終点	習志野文化ホール前	
延長	313m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の改良(部分)		5箇所	前期	前期	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		約187m	前期	前期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・視覚障害者誘導用ブロック設置にあたり、歩道用地の一部が民有地であるため整備するにあたり協議が必要である。					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	㊧		路線名	市道 01-081 号線	
事業区間	始点	津田沼中央総合病院前	終点	津田沼中央総合病院前	
延長	20m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		約15m	前期	前期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	㊨		路線名	市道 00-109 号線	
事業区間	始点	三菱東京UFJ銀行前	終点	—	
延長	35m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	10		路線名	市道 00-109 号線	
事業区間	始点	イオン津田沼店前		終点	—
延長	350m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置		326m		前期	前期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	11		路線名	市道 03-101 号線	
事業区間	始点	三菱東京 UFJ 銀行前		終点	津田沼 PARCO 前
延長	44m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
カラー舗装化など		41m		前期	前期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・今後の整備手法について検討が必要である。					

1. 事業区間		事業者		船橋市	
路線番号	12		路線名	市道 42-090 号線	
事業区間	始点	津田沼 PARCO 東側		終点	—
延長	110m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
カラー舗装化		107m		前期	前期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		船橋市	
路線番号	13		路線名	市道 42-090 号線	
事業区間	始点	津田沼 PARCO		終点	—
延長	90m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
カラー舗装化		78m		前期	前期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		船橋市	
路線番号	14		路線名	市道 42-091 号線	
事業区間	始点	津田沼 PARCO 北側		終点	—
延長	41m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
カラー舗装化		41m		前期	前期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	15		路線名	市道 00-001 号線・市道 01-131 号線・ 市道 01-132 号線	
事業区間	始点	奏の杜フォルテ前		終点	谷津近隣公園
延長	480m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		280m		前期	前期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・都市計画道路 3・4・19 号線（市道 00-001 号線）においては、視覚障害者誘導用ブロックは、整備済みである。					

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図 (1/2)



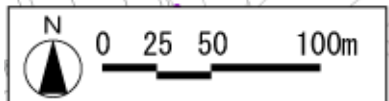
JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図 (2/2)

- < 道路特定事業の凡例 >
- : 歩道の新設
 - - - - : 歩道の拡幅
 - ⊙ : 歩道の改良 (部分)
 - : 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - : カラー舗装化
 - - - - : 歩道平板ブロックの張替
 - : その他整備



- 凡例
- : 鉄道駅
 - : JR
 - : その他の鉄道
 - - - : 市境
 - ① : 公共施設
 - ① : 福祉・医療施設
 - ① : 商業施設
 - ① : 駐車場
 - ① : 公園

- 凡例
- ⊞ : 重点整備区域
 - ① : 生活関連経路
 - ① : 準生活関連経路



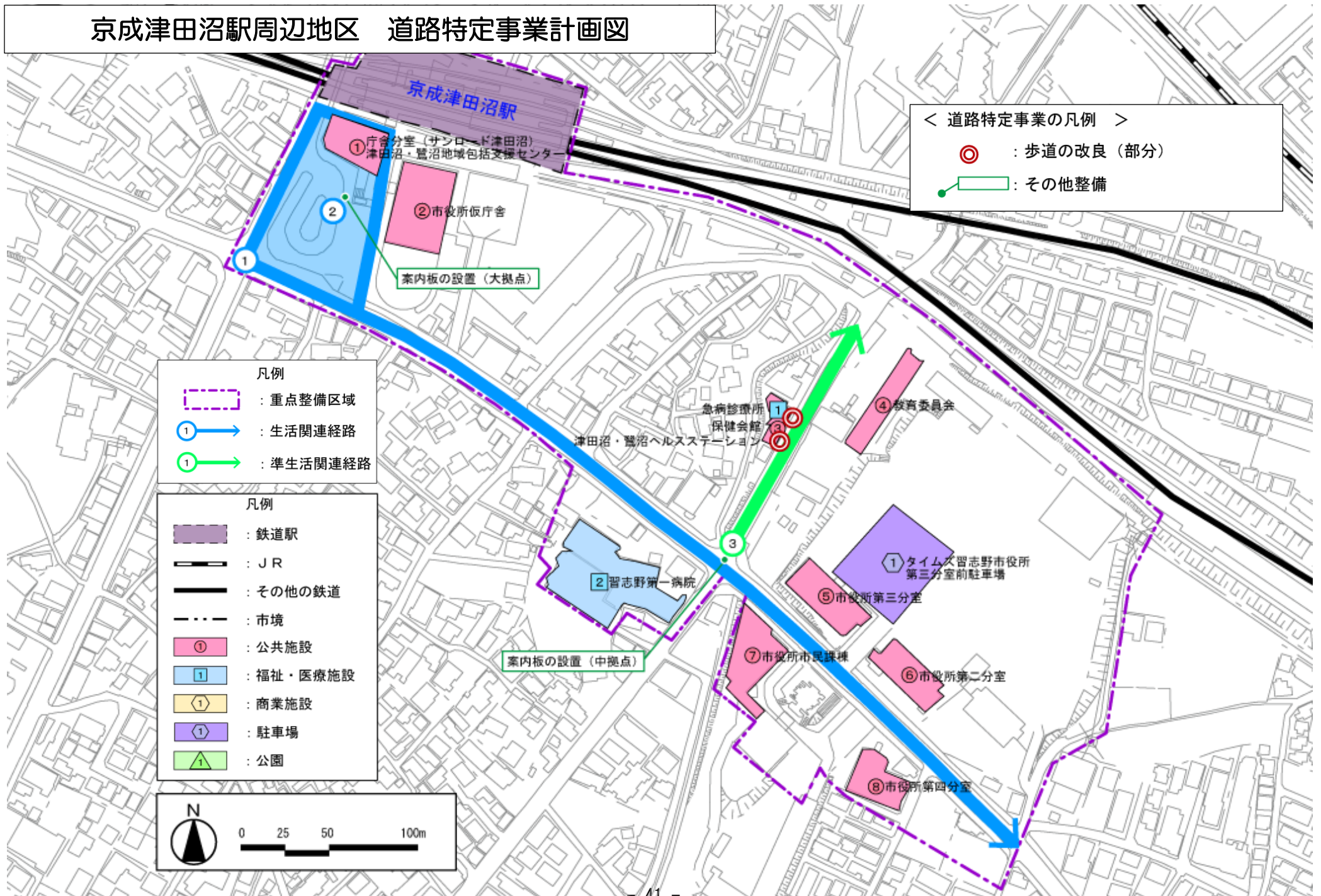
②京成津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 00-004 号線	
事業区間	始点	京成津田沼駅南口駅前広場		終点	新庁舎建設予定地前
延長	550m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
案内板の設置(中拠点)		1箇所		前期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
新庁舎建設の状況にあわせた歩道のバリアフリー整備					
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<ul style="list-style-type: none"> 案内板の設置については、新庁舎の建設に合わせ設置時期について検討する。 京成津田沼駅～市役所前までの両側の歩道については、基本的にはバリアフリー対策は完了している。しかしながら、部分的には、道路と隣接地の高さの関係から改良について検討しなければならない箇所もある。 					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	②		路線名	京成津田沼駅南口駅前広場	
事業区間	始点	—		終点	—
延長	—		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
案内板の設置(大拠点)		1箇所		前期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<ul style="list-style-type: none"> 案内板の設置については、新庁舎の建設もあることから時期について調整する必要がある。 					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	③		路線名	市道 00-005 号線	
事業区間	始点	習志野第一病院		終点	保健会館
延長	140m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
歩道の改良(部分)		2箇所		前期	前期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅、改良については、新庁舎建設に合わせて整備できるよう検討する。 					

京成津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図



< 道路特定事業の凡例 >

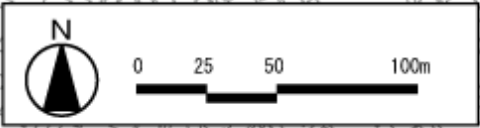
- ◎ : 歩道の改良 (部分)
- : その他整備

凡例

- : 重点整備区域
- ① → : 生活関連経路
- ① → : 準生活関連経路

凡例

- : 鉄道駅
- : JR
- : その他の鉄道
- : 市境
- ① : 公共施設
- ① : 福祉・医療施設
- ① : 商業施設
- ① : 駐車場
- ① : 公園



③ J R新習志野駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 13-066 号線	
事業区間	始点	J R新習志野南口駅前広場	終点	J R新習志野南口駅前広場	
延長	—		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
凹凸の改善(部分・東日本大震災の復旧)		凹凸部分の復旧		平成 28 年度以降	前期
視覚障害者誘導用ブロックの修繕(東日本大震災の復旧)		—		平成 28 年度以降	前期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事については、戸建住宅地を優先的に平成 24 年度～平成 27 年度までを復旧期間とし取り組んでおり、芝園、茜浜地区等については平成 28 年度以降に復旧する道路の優先順位を決定し、順次災害復旧工事を実施する。 					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	②		路線名	市道 13-066 号線・市道 13-058 号線・市道 14-064 号線	
事業区間	始点	J R新習志野駅南口駅前広場	終点	芝園公園前	
延長	1,110m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
凹凸の改善(部分・東日本大震災の復旧)		凹凸部分の復旧		平成 28 年度以降	後期
視覚障害者誘導用ブロックの設置		1,270m		平成 28 年度以降	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事については、戸建住宅地を優先的に平成 24 年度～平成 27 年度までを復旧期間とし取り組んでおり、芝園、茜浜地区等については平成 28 年度以降に復旧する道路の優先順位を決定し、順次災害復旧工事を実施する。また、バリアフリー対策については、災害復旧工事との調整を図り、実施時期について検討する。 					

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	③		路線名	市道 00-006 号線・市道 00-121 号線		
事業区間	始点	ハイパーモールメルクス新習志野前	終点	総合福祉センター関連前		
延長	990m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間			
			着手	完了		
歩道の改良(部分)		10 箇所	後期	後期		
溝巾が細かいグレーチングの設置		2 箇所	後期	後期		
視覚障害者誘導用ブロックの設置		1,210m	後期	後期		
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・バリアフリー対策については、災害復旧工事との調整を図りながら実施時期について検討する。						

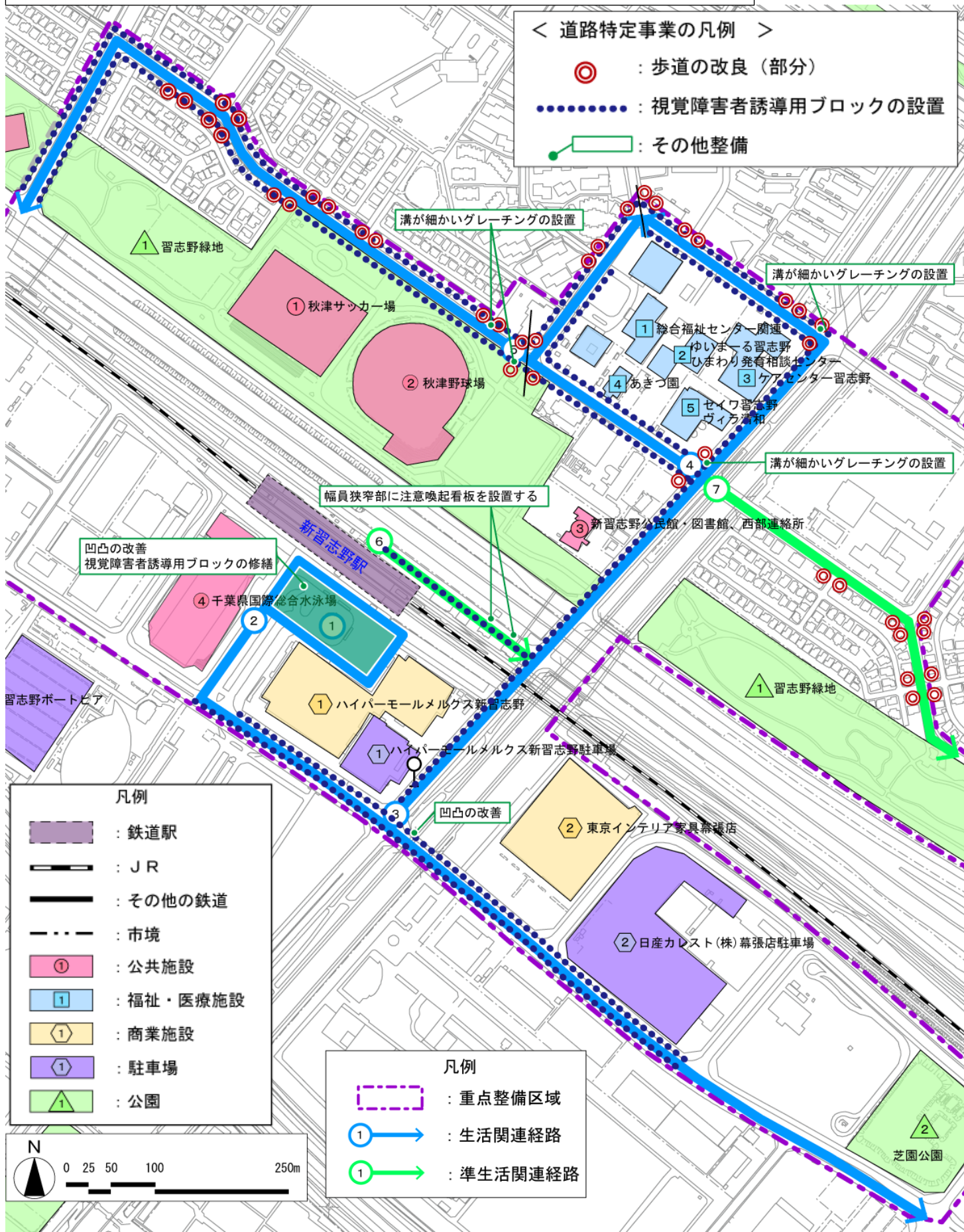
1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	④		路線名	市道 00-122 号線・市道 13-043 号線		
事業区間	始点	セイワ習志野前	終点	総合福祉センター関連前		
延長	440m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間			
			着手	完了		
視覚障害者誘導用ブロックの設置		740m	後期	後期		
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続			
歩道の改良(部分)		5 箇所	後期	後期		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・バリアフリー対策については、災害復旧工事との調整を図りながら実施時期について検討する。						

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑤		路線名	市道 00-122 号線・市道 13-020 号線		
事業区間	始点	秋津野球場前	終点	習志野緑地前		
延長	800m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間			
			着手	完了		
歩道の改良(部分)		16 箇所	後期	後期		
溝が細かいグレーチングの設置		2 箇所	後期	後期		
視覚障害者誘導用ブロックの連続設置及び設置見直し		1,530m	後期	後期		
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・バリアフリー対策については、災害復旧工事との調整を図りながら実施時期について検討する。						

1. 事業区間			事業者	国土交通省 千葉国道事務所	
路線番号	⑥		路線名	国道 357 号	
事業区間	始点	JR新習志野駅北口	終点	香澄交差点歩道橋	
延長	230m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
幅員狭窄部に注意喚起看板を設置する		2 基	前期	前期	
視覚障害者誘導用ブロックを設置する		200m	前期	前期	
歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行う(定期的なパトロールの実施)		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	⑦		路線名	市道 00-122 号線	
事業区間	始点	セイワ習志野前	終点	習志野緑地前	
延長	460m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
歩道の改良(部分)		10 箇所	後期	後期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・バリアフリー対策については、災害復旧工事との調整を図り、実施時期について検討する。					

JR 新習志野駅周辺地区 道路特定事業計画図



4-3 公共交通特定事業計画

(1) 公共交通事業者

■鉄道事業者

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・新京成電鉄株式会社
- ・京成電鉄株式会社

■バス事業者

- ・京成バス株式会社
- ・船橋新京成バス株式会社
- ・ちばレインボーバス株式会社
- ・京成バスシステム株式会社
- ・平和交通株式会社

■タクシー事業者

- ・京葉支部区域内のタクシー事業者

(2) 公共交通特定事業計画の内容

公共交通特定事業計画には、特定旅客施設又は地区名、事業者、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

また、各地区の事業内容及び実施箇所は、以下の凡例により事業計画図に示しています。

事業内容の凡例

事業の内容	凡 例
バス停へのベンチの設置	■（紫色四角）

次頁から「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の公共交通特定事業計画を示します。

① JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	東日本旅客鉄道株式会社	
旅客施設名	JR津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バリアフリー教育研修を実施する	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

1. 事業区間		事業者	新京成電鉄株式会社	
旅客施設名	新京成新津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
鉄道車両への車いすスペースの設置を行う	4編成 (8箇所)	前期	前期	
駅係員のサービス介助士資格取得及びサービス向上研修での教育を行う	年1回以上	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・8000形車両については、新造車両への代替を行う。(8000形車両については、車いすスペースの設置は行わない。)				

1. 事業区間		事業者	京成バス株式会社	
地区名	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する	ベンチ7基 (バス停8箇所)	前期	前期	
ノンステップバスの導入を進める	66両 (管轄内の車両のうち)	継続		
乗務員への高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う		継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。				

1. 事業区間		事業者	船橋新京成バス株式会社	
地区名	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
ノンステップバスの導入を進める	24両 (管轄内の車両のうち)	継続		
乗務員への高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 				

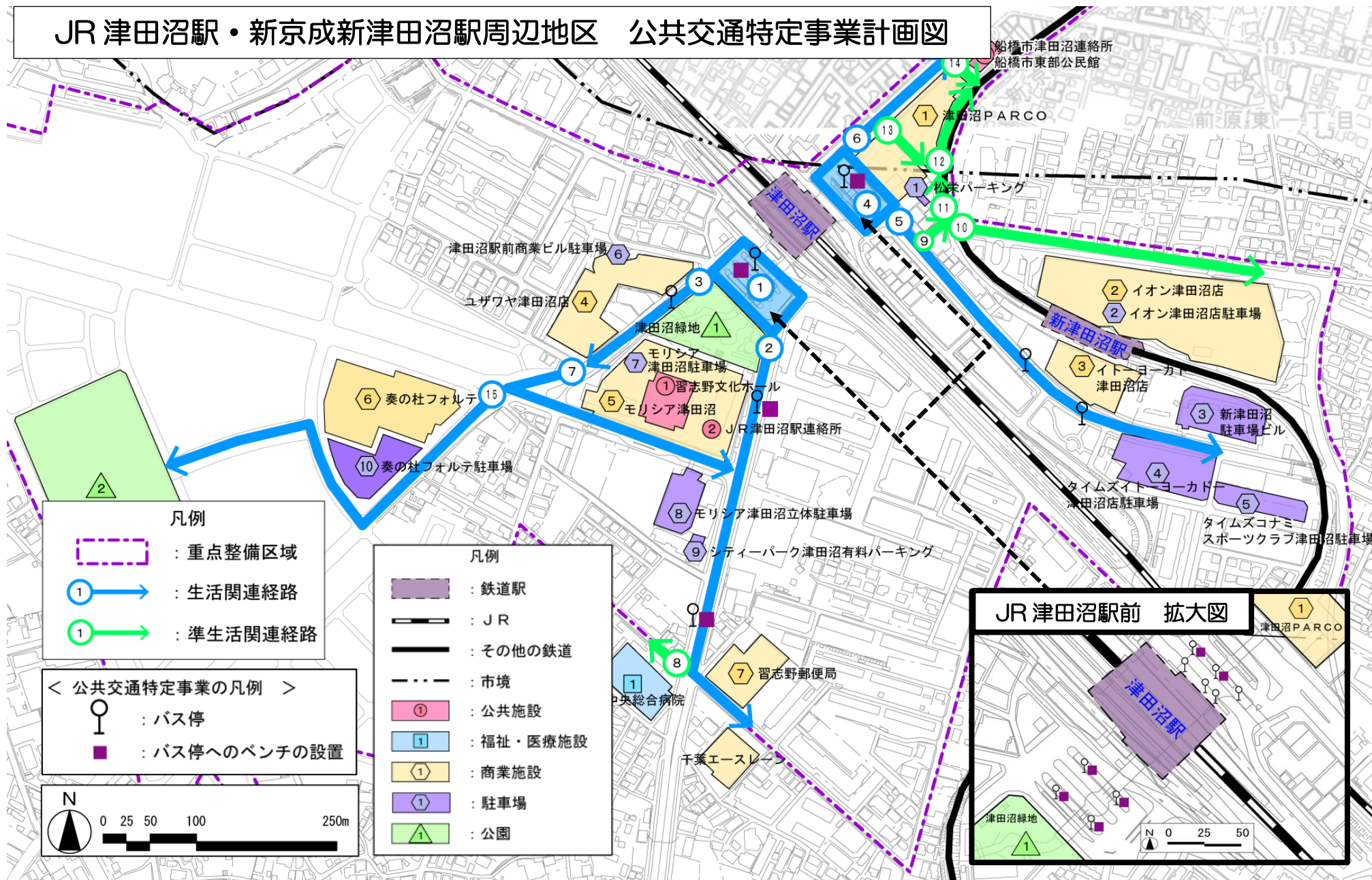
1. 事業区間		事業者	ちばレインボーバス株式会社	
地区名	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
車内での停留所案内や筆談用具の設置等、情報を分かりやすく提供する	乗合全車両	継続		
ノンステップバスの導入を進める	49両 (管轄内の車両のうち)	継続		
乗務員への高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う	年2回	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・乗合全車両において筆談用具の設置は対応済みである。 				

1. 事業区間		事業者	京成バスシステム	
地区名	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する	1ヶ所	継続		
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員への高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 ・ベンチ設置にあたっては、各所の旅客及び歩行者の動線・幅員等を鑑みながら検討を進める。 				

1. 事業区間		事業者	平和交通	
地区名	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員への高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> バス停におけるベンチ及び上屋の設置は道路構造上難しい為、今後の道路の改良等に合わせ設置を検討する。 				

1. 事業区間		事業者	京葉支部区域内的のタクシー事業者	
地区名	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	前期	前期	
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年20~30名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 				

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 公共交通特定事業計画図



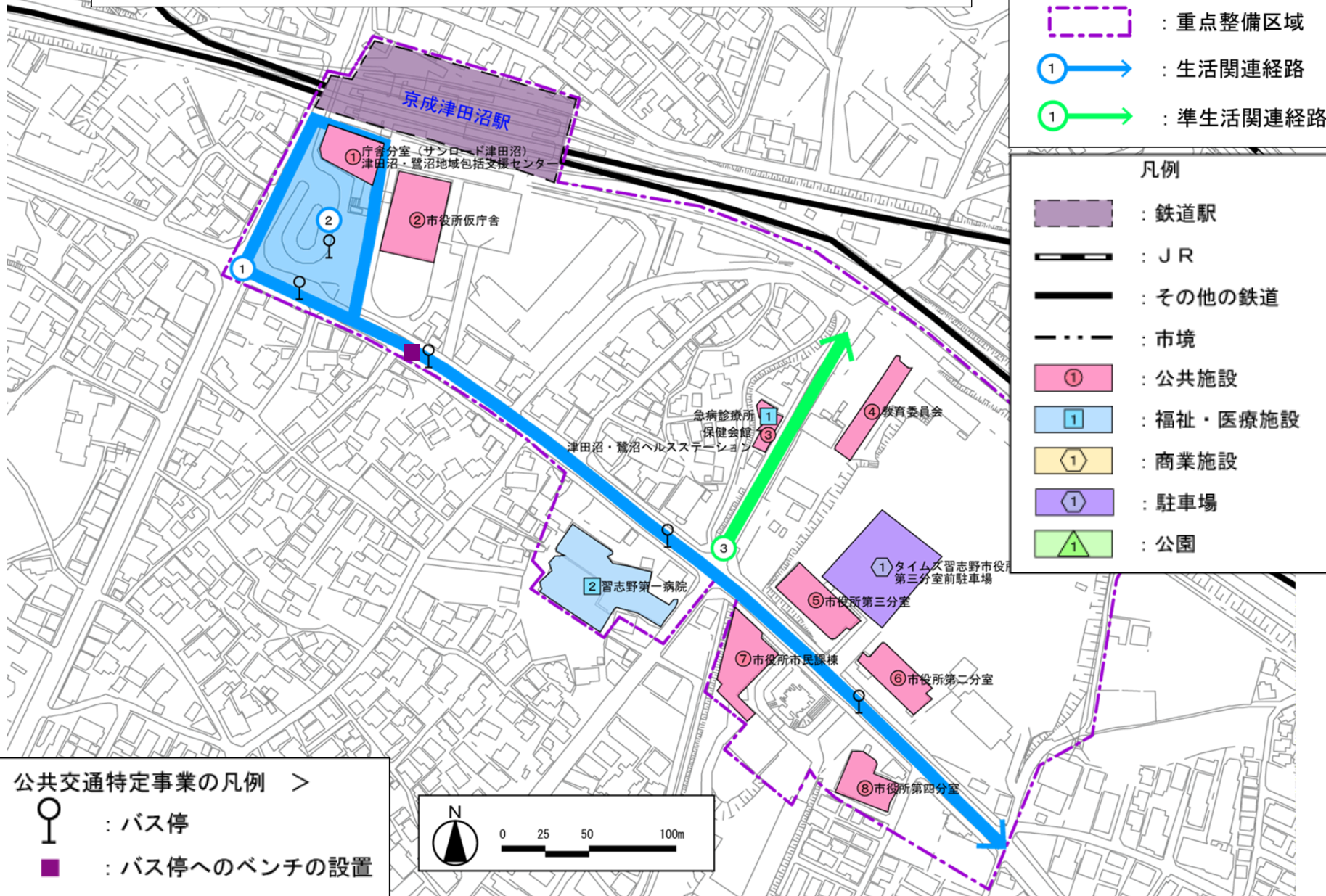
②京成津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	京成電鉄株式会社	
旅客施設名		京成津田沼駅		
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
駅の各施設(発券機、トイレ、エレベーター、階段等)は高齢者、障がい者等にとって使いやすい構造とする	—	継続		
各情報を視覚情報・聴覚情報として分かりやすく提供する(路線案内、運賃案内、運行情報、非常時の案内等)	—	継続		
鉄道車両への車いすスペースの設置を行う	—	継続		
駅係員、乗務員へ的高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

1. 事業区間		事業者	京成バス株式会社	
地区名		京成津田沼駅周辺地区		
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する	ベンチ 1 基 (バス停 1 箇所)	継続		
ノンステップバスの導入を進める	66 両 (管轄内の車両のうち)	継続		
乗務員へ的高齢者・障がい者等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 ・ベンチ設置にあたっては、歩行者の動線等を鑑みながら設置を検討する。 ・市庁舎前のバス停については、現在の道路形状ではベンチ・上屋の設置が困難である。 				

1. 事業区間		事業者	京葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名		京成津田沼駅周辺地区		
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	前期	前期	
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年 20~30 名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 				

京成津田沼駅周辺地区 公共交通特定事業計画図



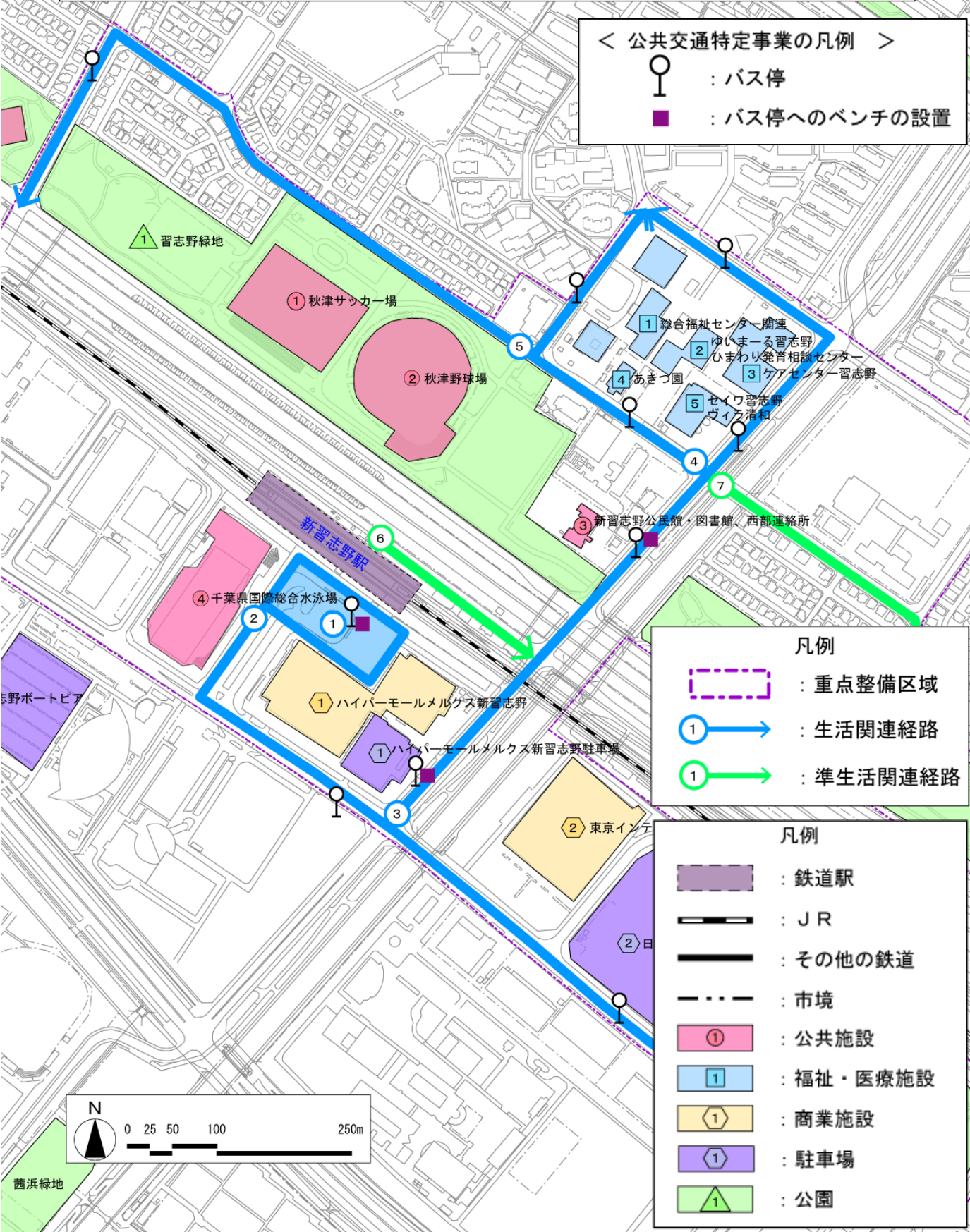
③JR 新習志野駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	東日本旅客鉄道株式会社	
旅客施設名	JR新習志野駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
プラットホームに、内方線付警告ブロック等、転落を防止するための設備の設置を行う。	—	未定	未定	
バリアフリー教育研修を実施する	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・内方線付警告ブロックの整備にあたっては、国からの補助制度等を活用しながら整備を進めていることから、JR東日本管内各駅の優先順位を付けるなかで、国の補助金交付の動向を勘案し、実施時期を決定する。 				

1. 事業区間		事業者	京成バス株式会社	
地区名	JR新習志野駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する	ベンチ3基 (バス停9箇所)	前期	前期	
ノンステップバスの導入を進める	66両 (管轄内の車両のうち)	継続		
乗務員への高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 ・上屋については、バス利用者の状況等に応じて設置を検討する。 				

1. 事業区間		事業者	京葉支部区域内の タクシー事業者	
地区名	京成津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	前期	前期	
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年20~30名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 				

JR新習志野駅周辺地区 公共交通特定事業計画図



4-4 交通安全特定事業計画

(1) 交通安全事業者

- ・千葉県公安委員会

(2) 交通安全特定事業計画の内容

交通安全特定事業計画には、経路の概要（路線名、事業区間、延長、経路種別、事業者）、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

次項から「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の交通安全特定事業計画を示します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想に即して、JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区及びJR新習志野駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

ア JR津田沼駅南口駅前広場

市道00-002号線（南口駅前ロータリー）

イ JR津田沼駅から習志野郵便局までの道路の区間

（ア）市道00-002号線（南口駅前広場からファミリーマート前交差点まで）

（イ）市道03-025号線（ファミリーマート前交差点から習志野郵便局まで）

ウ JR津田沼駅からユザワヤ津田沼店までの道路の区間

市道00-001号線（南口駅前広場からユザワヤ津田沼店まで）

エ JR津田沼駅北口駅前広場

市道00-007号線（北口駅前ロータリー）

オ JR津田沼駅から新津田沼駐車場ビルまでの道路の区間

市道00-007号線（北口駅前広場から新津田沼駐車場ビルまで）

カ JR津田沼駅から千葉銀行津田沼支店前までの道路の区間

県道津田沼停車場前原線（北口駅前広場から千葉銀行津田沼支店前まで）

キ ユザワヤ津田沼店から学校法人河合塾津田沼校までの道路の区間

（ア）市道00-001号線（ユザワヤ津田沼店から奏の杜フォルテまで）

（イ）市道00-105号線（奏の杜フォルテから学校法人河合塾津田沼校まで）

ク 奏の杜フォルテから谷津近隣公園までの道路の区間

（ア）市道00-001号線（奏の杜フォルテから津田沼南クリニックまで）

（イ）市道01-131号線（津田沼南クリニックからザ・パークハウスまで）

（ウ）市道01-132号線（ザ・パークハウスから谷津近隣公園まで）

(2) 京成津田沼駅周辺地区

ア 京成津田沼駅南口駅前広場

市道00-004号線（南口駅前ロータリー）

イ 京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署までの道路の区間

市道00-004号線（京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署まで）

(3) JR新習志野駅周辺

ア JR新習志野駅前広場

市道13-066号線（新習志野駅前ロータリー）

イ 千葉県国際総合水泳場から芝園公園までの道路の区間

（ア）市道13-066号線（千葉県国際総合水泳場から茜浜ホールまで）

（イ）市道13-058号線（茜浜ホールからベイテックビルまで）

- (ウ) 市道14-064号線 (ベイツックビルから芝園公園まで)
- ウ ベイツックビルから花の実園までの道路の区間
 - (ア) 市道00-006号線
(ベイツックビルから介護老人保健施設ケアセンター習志野まで)
 - (イ) 市道00-121号線
(介護老人保健施設ケアセンター習志野から花の実園まで)
- エ やしのみ公園から花の実園までの道路の区間
 - (ア) 市道00-122号線 (やしのみ公園から市立秋津保育所まで)
 - (イ) 市道13-043号線 (市立秋津保育所から花の実園まで)
- オ 市立秋津保育所から秋津公園までの道路の区間
 - (ア) 市道00-122号線 (市立秋津保育所から秋津産科婦人科まで)
 - (イ) 市道00-002号線 (秋津産科婦人科から秋津公園まで)

2 道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

ア JR津田沼駅南口駅前広場

(ア) 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

イ JR津田沼駅から習志野郵便局までの道路の区間

(ア) 市道00-002号線 (南口駅前広場からファミリーマート前交差点まで)

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(イ) 市道03-025号線 (ファミリーマート前交差点から習志野郵便局まで)

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

ウ JR津田沼駅からユザワヤ津田沼店までの道路の区間

(ア) 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - (イ) 実施予定期間
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- エ JR津田沼駅北口駅前広場
 - (ア) 実施事業内容
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - (イ) 実施予定期間
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- オ JR津田沼駅から新津田沼駐車場ビルまでの道路の区間
 - (ア) 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - (イ) 実施予定期間
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- カ JR津田沼駅から千葉銀行津田沼支店前までの道路の区間
 - (ア) 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - (イ) 実施予定期間
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- キ ユザワヤ津田沼店から学校法人河合塾津田沼校までの道路の区間
 - (ア) 市道00-001号線（ユザワヤ津田沼店から奏の杜フォルテまで）
 - a 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - b 実施予定期間
 - ・ 平成28年度まで
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
 - (イ) 市道00-105号線（奏の杜フォルテから学校法人河合塾津田沼校まで）
 - a 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

- ・ 平成28年度まで
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

ク 奏の杜フォルテから谷津近隣公園までの道路の区間

(ア) 市道00-001号線（奏の杜フォルテから津田沼南クリニックまで）

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

- ・ 平成28年度まで
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(イ) 市道01-131号線（津田沼南クリニックからザ・パークハウスまで）

a 実施事業内容

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(ウ) 市道01-132号線（ザ・パークハウスから谷津近隣公園まで）

a 実施事業内容

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(2) 京成津田沼駅周辺地区

ア 京成津田沼駅南口駅前広場

(ア) 実施事業内容

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

イ 京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署までの道路の区間

(ア) 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(イ) 実施予定期間

- ・ 平成28年度まで

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(3) JR新習志野駅周辺地区

ア JR新習志野駅前広場

(ア) 実施事業内容

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

イ 千葉県国際総合水泳場から芝園公園までの道路の区間

(ア) 市道13-066号線（千葉国際総合水泳場から茜浜ホールまで）

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

b 実施予定期間

- ・ 平成28年度まで
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(イ) 市道13-058号線（茜浜ホールからベイテックビルまで）

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

b 実施予定期間

- ・ 平成28年度まで
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(ウ) 市道14-064号線（ベイテックビルから芝園公園まで）

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

b 実施予定期間

- ・ 平成28年度まで
- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

ウ ベイテックビルから花の実園までの道路の区間

(ア) 市道00-006号線

（ベイテックビルから介護老人保健施設ケアセンター習志野まで）

a 実施事業内容

- ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- b 実施予定期間
 - ・ 平成28年度まで
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- (イ) 市道00-121号線
(介護老人介護施設ケアセンター習志野から花の実園まで)
 - a 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
 - b 実施予定期間
 - ・ 平成28年度まで
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- エ やしのみ公園から花の実園までの道路の区間
 - (ア) 市道00-122号線 (やしのみ公園から市立秋津保育所まで)
 - a 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
 - b 実施予定期間
 - ・ 平成28年度まで
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
 - (イ) 市道13-043号線 (市立秋津保育所から花の実園まで)
 - a 実施事業内容
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
 - b 実施予定期間
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
- オ 市立秋津保育所から秋津公園までの道路の区間
 - (ア) 市道00-122号線 (市立秋津保育所から秋津産科婦人科まで)
 - a 実施事業内容
 - ・ 既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施
 - b 実施予定期間
 - ・ 平成28年度まで
 - ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(イ) 市道 00-002 号線 (秋津産科婦人科から秋津公園まで)

a 実施事業内容

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

b 実施予定期間

- ・ 違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

(4) 上記 (1) から (3) までの道路の区間

ア 実施事業内容

交通規制標識標示の高輝度化

イ 実施予定期間

交通規制標識標示の補修時に実施

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、JR津田沼駅・新京成新津田沼駅、京成津田沼駅及びJR新習志野駅周辺の重点整備地区内の官公庁及び福祉施設等を利用する高齢者、視覚障害者、地元の住民、学識経験者、高齢者、視覚障害者関連団体の代表者、その他道路利用者等から意見聴取を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供

視覚障害者用付加装置等については、地域住民、視覚障害者団体等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分な説明を実施する。

(3) 関係機関との連携の強化

ア 相互の事業の進捗状況を確認するため、習志野市等関係団体と意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

イ 道路管理者と協議し、視覚障害者用付加装置の設置された横断歩道に必要な応じて視覚障害者用横断帯 (エスコートゾーン) の設置を検討します。

(4) 周辺の交通規制等の整合性の確保

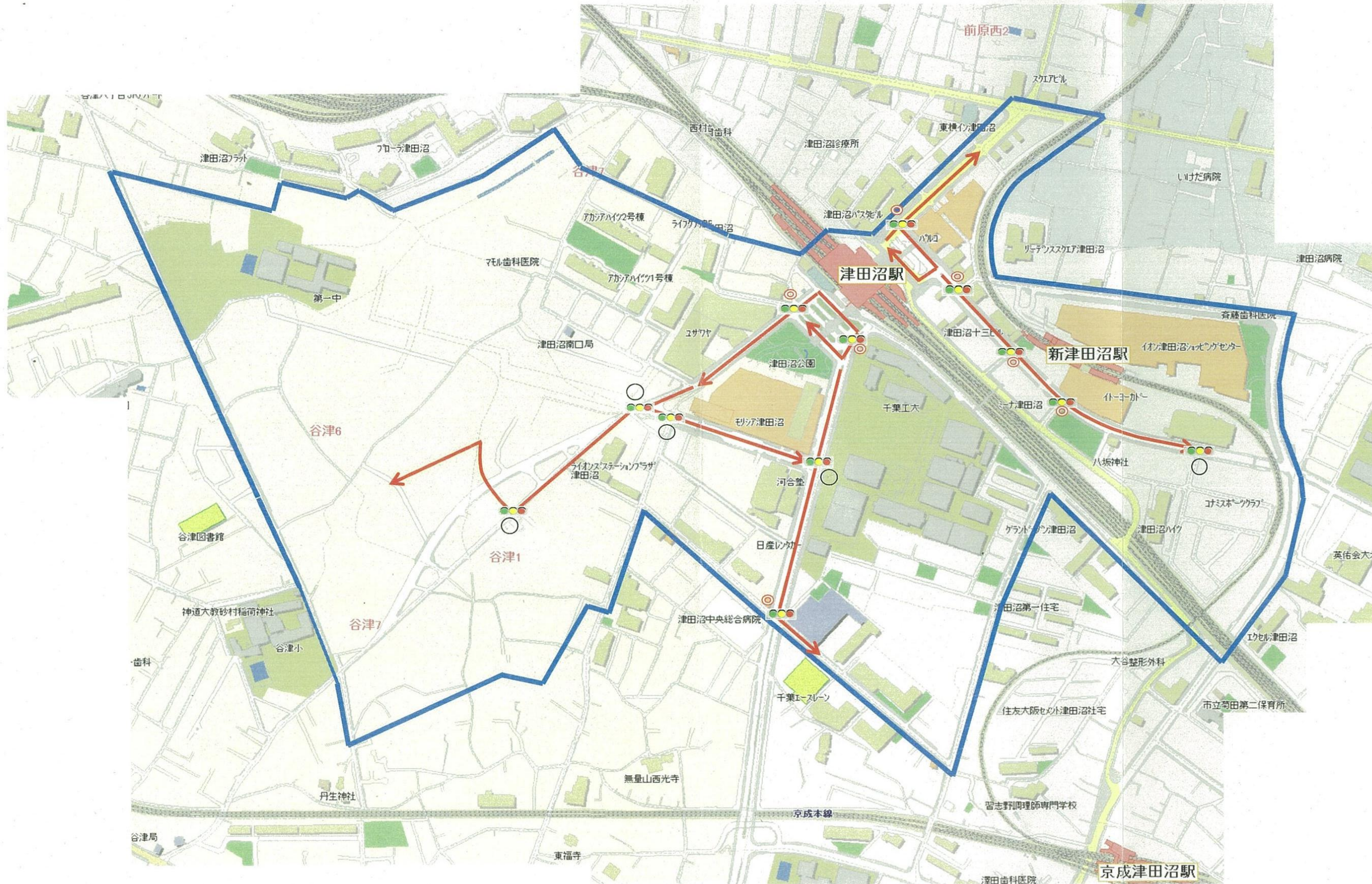
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図れるよう周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

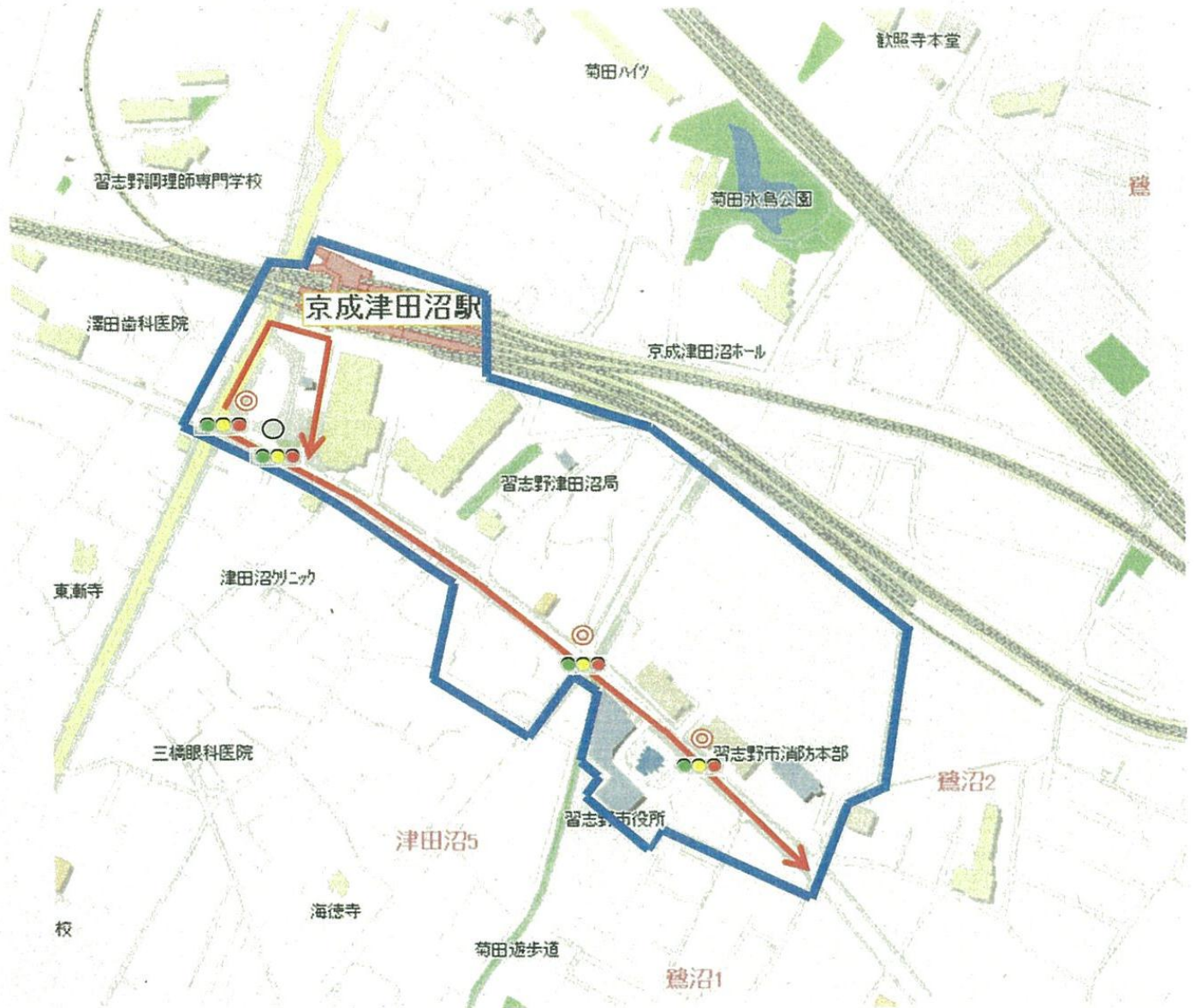
違法駐車取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区



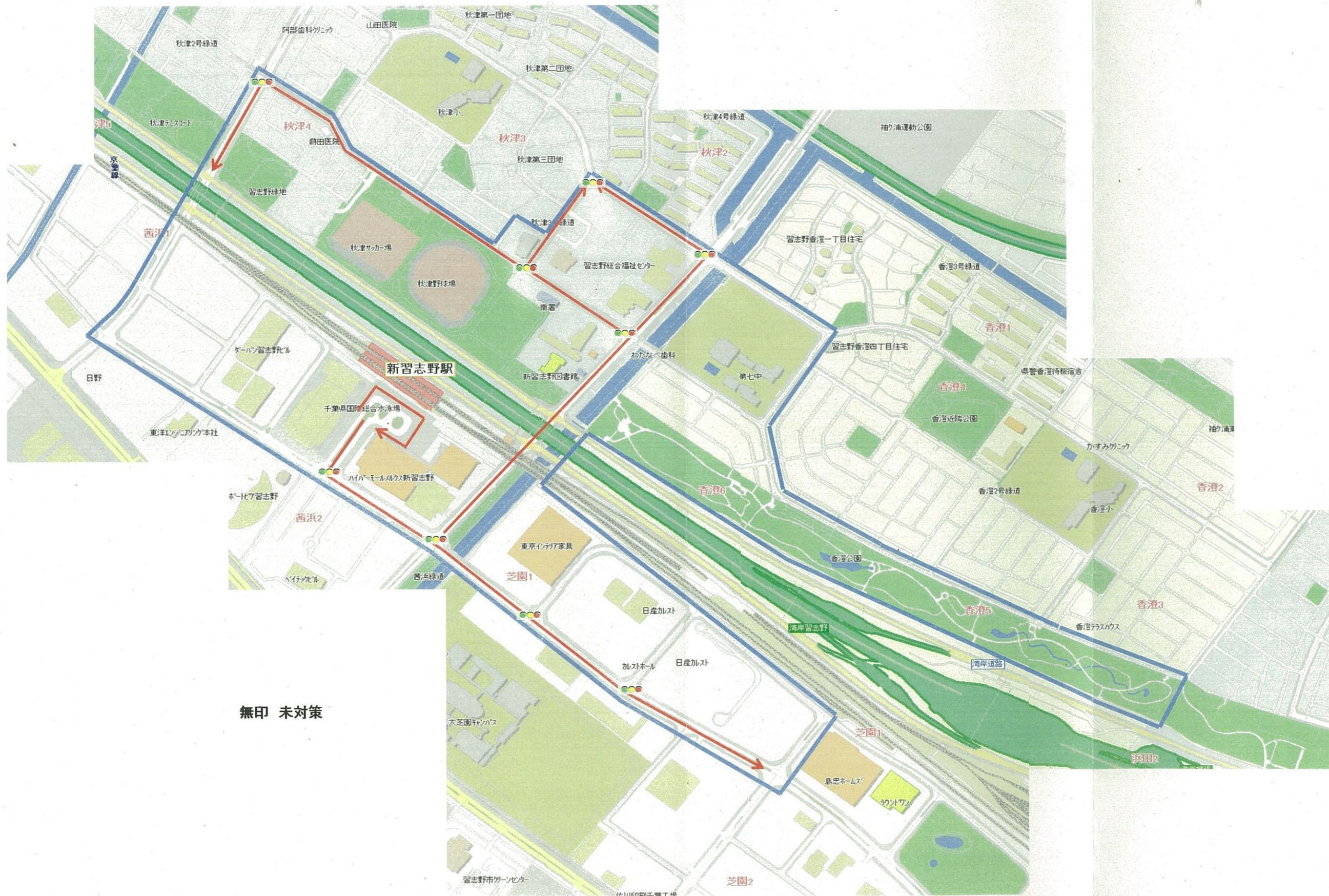
- ◎ 音響信号
- 時間対応
- 無印 未対策

京成津田沼駅周辺地区



- ◎ 音響対応
- 時間対応

J R 新 習 志 野 駅 周 辺 地 区



無印 未対策

4-5 建築物特定事業計画

(1) 施設管理者

- ・習志野市

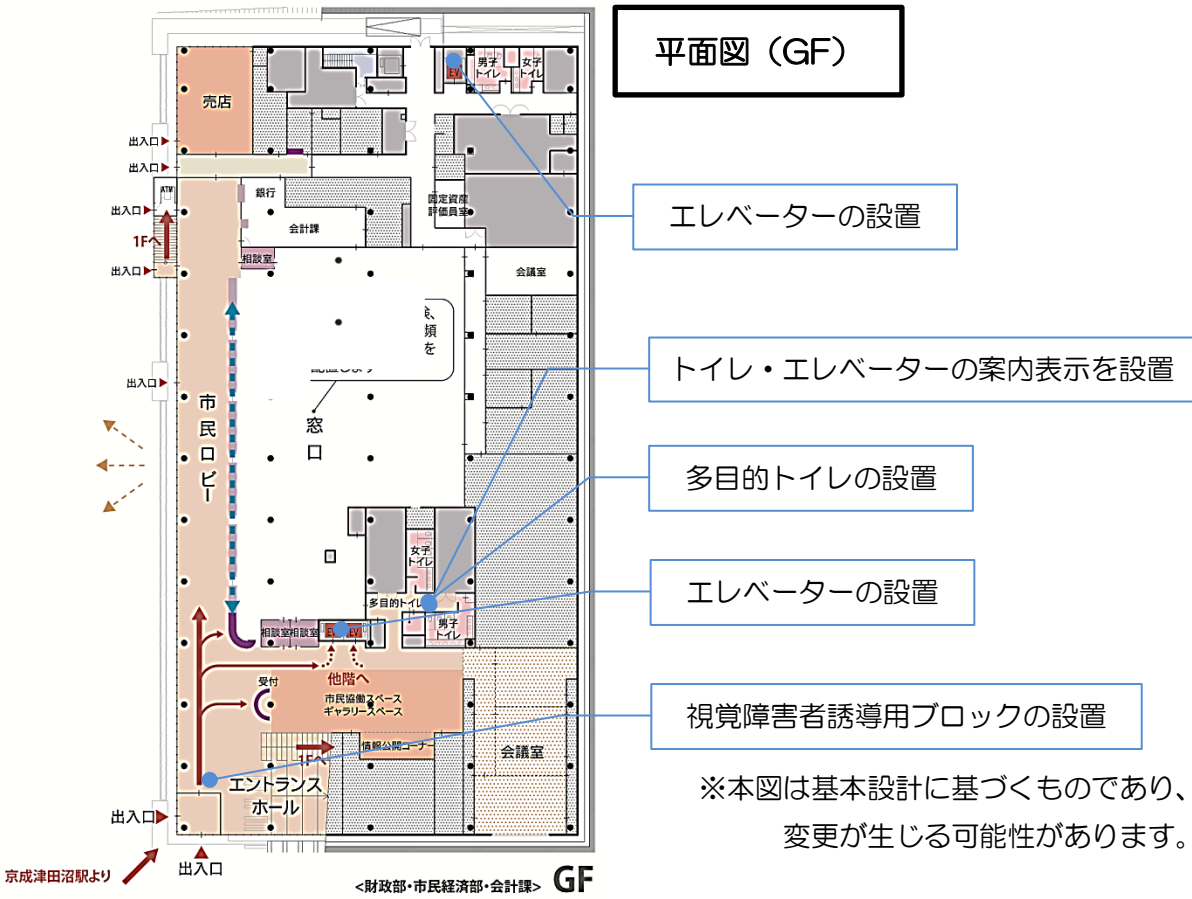
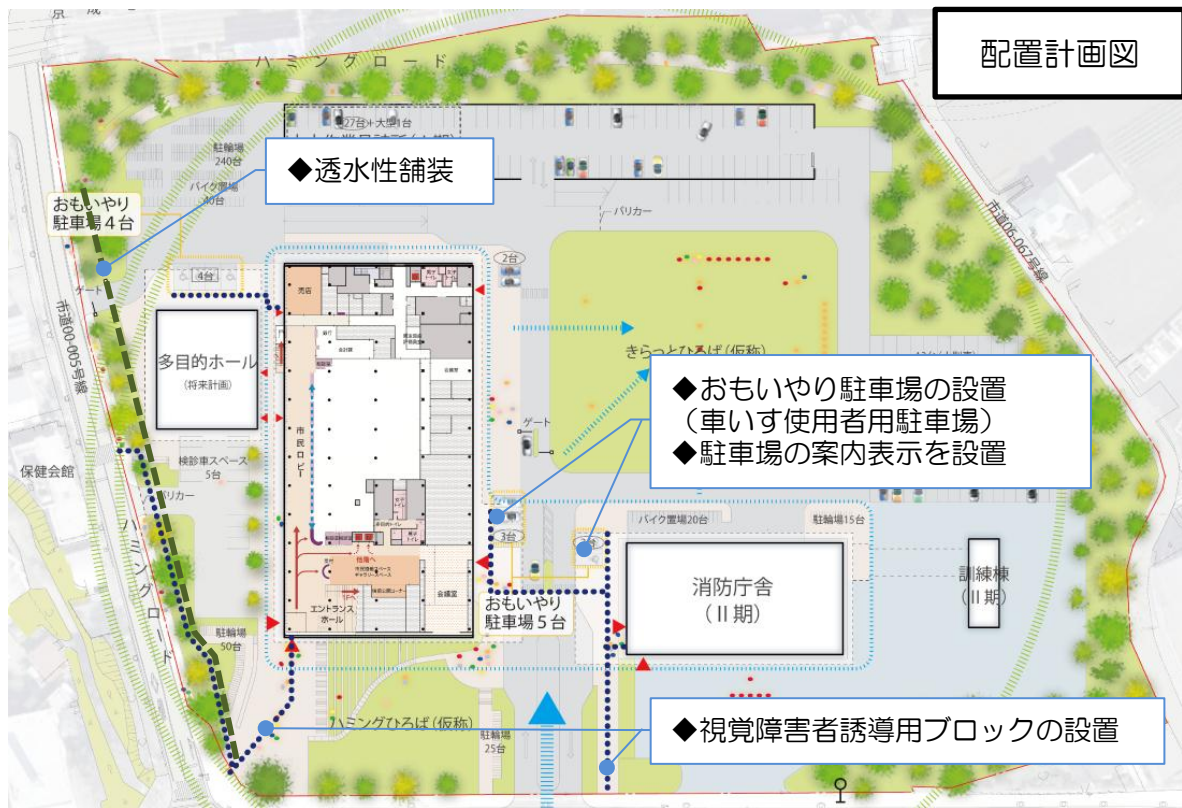
(2) 建築物特定事業計画の内容

建築物特定事業計画には、事業者、施設名、事業内容、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

以下に「京成津田沼駅周辺地区」の建築物特定事業計画を示します。

①京成津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	習志野市	
施設名	習志野市役所（新庁舎建設）			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
市庁舎出入口近くに、おもいやり駐車場（車いす使用者用駐車場）を設置する	5台	前期	前期	
各階に多目的トイレを設置する	1箇所/階	前期	前期	
来庁者が使用できるエレベーターを設置する	3台	前期	前期	
視覚障害者誘導用ブロック等を設置する	約174m	前期	前期	
視覚障害者誘導用ブロック等を設置する	約67m	前期	前期	
透水性舗装	130m	前期	前期	
建物入口から受付や案内設備までの経路や階段等に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する		前期	前期	
エレベーターやトイレ、駐車場の案内表示を設置する	—	前期	前期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・事業量は基本設計に基づくものであり、今後変更が生じる可能性がある。				



4-6 都市公園特定事業計画

(1) 施設管理者

- ・習志野市

(2) 都市公園特定事業計画の内容

都市公園特定事業計画には、事業者、施設名、事業内容、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。特定公園施設については、周辺の生活関連経路の整備状況や各公園の利用形態及び特色等を考慮しながら、移動等円滑化を図ります。

本事業の対象となる特定公園施設を有する公園のうち、生活関連経路沿いにある公園及び公園予定地は、JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区内に1ヶ所（谷津近隣公園）、JR新習志野駅周辺地区に2箇所（芝園公園、習志野緑地（秋津公園））、計3箇所あります。うち、芝園公園及び習志野緑地（秋津公園）は各特定公園施設が1以上バリアフリー化されています。

そこで、都市公園特定事業では目標年次までに下記公園の新規整備を行います。

なお、既存の特定公園施設については必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努める他、習志野緑地（香澄公園）については、バリアフリーネットワークの観点から、接続する準生活関連経路7の整備に合わせ、整備を検討していきます。

① JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	習志野市	
施設名	谷津近隣公園			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (延長/箇所数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
多目的トイレを設置する。	1箇所	前期	前期	
駐車場に車いす使用者用駐車場を整備する。	3台	前期	前期	
公園の出入口付近に総合案内板を設置する。	2箇所	前期	前期	
車いす使用者対応の水飲み場を設置する。	1箇所	前期	前期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・事業量は基本設計に基づくものであり、今後変更が生じる可能性がある。				

JR津田沼・新京成新津田沼駅周辺地区
都市公園特定事業計画図



※本図は基本設計に基づくものであり、
変更が生じる可能性があります。

4-7 路外駐車場特定事業計画

(1) 施設管理者

- ・路外駐車場設置管理者

(2) 路外駐車場特定事業計画の内容

本事業の対象となる特定路外駐車場は現在、JR津田沼新京成新津田沼駅周辺地区内に10ヶ所、京成津田沼駅周辺地区に1箇所、JR新習志野駅周辺地区に2箇所、計13箇所あります。うち、5箇所がバリアフリー法第12条に基づく届出がされており、路外駐車場移動等円滑化基準を満たした駐車場になっています。

また、バリアフリー法施行以前に設置された駐車場についても、自主的に車いす使用者用駐車施設の設置等、バリアフリー化整備を実施しており、全体のバリアフリー整備はほぼ終わっております。

今後の対応としては、新たに民間事業者が特定路外駐車場を設置する際は法第12条に基づき路外駐車場移動等円滑化基準に基づく整備を促進していきます。

表 重点整備地区内の特定路外駐車場の整備状況

重点整備地区名・生活関連施設に該当する駐車場名	法12条の届出	設置年度	車いす対応	備考
JR津田沼新京成新津田沼駅周辺地区				
松栄パーキング		H3	○	機械式駐車場。係員による介護補助対応有り。
イオン津田沼店駐車場		H15	○	
新津田沼駐車場ビル		H7	○	
タイムズイトーヨーカドー津田沼店駐車場	○	H23	○	
タイムズコナミスポーツクラブ津田沼駐車場	○	H22	○	
津田沼駅前商業ビル駐車場		H25	○	
モリシア津田沼駐車場（地下）		H7	○	
モリシア津田沼立体駐車場（立体）		H7		モリシア地下駐車場で対応。
シティーパーク津田沼有料パーキング		H26		平成26年度に廃止。
奏の杜フォルテ駐車場	○	H24	○	
京成津田沼駅周辺地区				
タイムズ習志野市役所第三分室前駐車場	○	H22	○	
JR新習志野駅周辺地区				
ハイパーモールメルクス新習志野駐車場	○	H26	○	
日産カレスト（株）幕張店駐車場		H16	○	

※平成18年度以前に設置された駐車場はバリアフリー法の施行以前に建設されたものであり、法の遡及が及ばないことから、バリアフリー法第12条の届出が行われておりません。